

平成 30 年度
日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準について

神奈川県立大和高等学校

昨年度から実施されている、日本学生支援機構予約奨学金（給付型）への本校の推薦基準を、以下のように変更します。
なお、この基準は 54 期生から適用するものとし、既卒生（52・53 期生）については、「人物について」「学力及び資質について」は平成 29 年度の基準を適用し、「健康について」は撤廃、「家計について」は本年度の基準を適用します。既卒生用の別紙資料を確認して下さい。
(太字は昨年度からの変更点)

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている
- ④ **欠席日数が以下の回数以下である（持病・長期入院等やむを得ない事情がある場合は考慮する）**

在校生：入学から 3 年次 5 月末までの間に 10 日以下

卒業生：入学から卒業までの間に 15 日以下

(2) 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

- ① 調査書における学習成績概評が「A」に該当する
- ② 調査書における学習成績概評が概ね「B」で、ア～ウのいずれかに該当する
ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、**成果・成長が認められる**
イ：生徒会の役員等を経験し、**成果・成長が認められる**
ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、**成果・成長が認められる**
- ③ **以下のいずれかに該当する（社会的養護を必要とする生徒等のみ）**
ア：評定平均値 3.5 以上の教科が 1 つ以上ある
イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

(3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、**かつ④にも該当し**、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

なお、該当者の選考に当たっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかも考慮する。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
（第一種奨学金の家計基準を満たすこと）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒が 18 歳時点で入所等していた（又は入所していることが見込める）こと）
- ④ **その者及び生計維持者の資産の合計額について、生計維持者が 1 人のときは 1,250 万円以下、家計支持者が 2 人のときは 2,000 万円以下であること。**

校内選考について

推薦の順位づけに当たっては、(4) を視点におき総合的に判断する。

(注) 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒が 18 歳時点で入所等をしてきた（又はしていることが見込まれる）こと）

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

○出願者は全員、以下の 2 点に関して記述をし、提出すること。

(1) 進路志望、将来の目標

(2) 高校生活で成長した点、努力した点

「健康について」は撤廃されました

「(3) 家計について」①④の基準に関してご不明な点等がある場合は、以下へお問い合わせ下さい。

給付奨学金に関する専用相談センター 0570-200-021 (ナビダイヤル)

(平日 8 時 30 分～20 時) (通話料がかかりますことをご了承下さい)

※上記以外の、校内基準に関する問い合わせ、その他奨学金に関する問い合わせにはお答え出来ません。